

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成21年 4 月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）
- 2 作業期間 平成20年 5 月 1 日から平成21年 3 月19日まで
- 3 作業地域 佐賀市、鳥栖市、神崎市、神埼郡吉野ヶ里町並びに三養基郡基
山町、上峰町及びみやき町